### 弁護士法人アルファ総合法律事務所

### /保坂光彦税理士事務所 PLUS ALPHA NEWS 2015年3月号

# 約款の不当条項は無効 民法明文化へ

要綱案は法制審総会を経て、上川陽子法相に 答申されます。法務省は今国会に関連法案を 提出する方針で、成立すれば約120年ぶり の民法大改正となります。

### 事案の概要

お金の貸し借りや物の売り買いなど、「契約」に関する ルールを定めた民法の規定の見直しを検討していた法 制審議会(法相の諮問機関)の部会は、保険契約やイ ンターネットでの買い物などで、事業者が契約の条件 として消費者に示す「約款」の明文規定を民法に置く

ことを盛り込んだ要綱案を全会一致で了承しました。

要件を満たせば約款を契約として有効とする一方、消費者に不利なものは無効とすることなどが柱となります。

### 「約款」について

約款とは、事業者が、不特定多数の消費者との間で画一的な条件により契約する際の規定のことです。事業者にとっては、多数の契約を効率的に締結できるというメリットがあるため交通機関や電気・ガス・水道の供給、保険、インターネット上の買い物などに広く利用されています。なお、企業と労働者が締結する労働契約などは該当しません。

一方で、言葉も難解で項目も多岐にわたることから、約款 の内容を理解した上で契約を締結している消費者はほと んどいないのではないのかとの指摘もあります。

実際のところ、契約時に約款の内容の説明が十分になされなかったことで不利益を被ったとして、消費者が全国の消費者団体に相談を寄せるケースが後を絶ちません。しかし、現行民法では、約款について定めた明文規定はなく、法的位置づけも曖昧なものです。

### 今回の要綱案

今回の要綱案では、事業者が約款を契約内容とすることに ついて消費者と合意するか、そのことを事前に示した場合、 消費者が内容を理解していなくても約款は有効とします。

一方、消費者の利益を一方的に害するような不当な条項は



無効とし、また、契約締結後に事業者の判断で約款を変更できるのは、消費者の利益に適合し合理的である場合に限られることになります。

# ~改めて考える~ 営業ノウハウの守り方

特許庁は平成27年1月19日に中小企業からの営業秘密、知り横略に関する相談窓口を開設することを発表しました。

### はじめに

特許庁は主に中小企業を対象として、特許としての権利 化・秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法や営業秘密 の漏洩、流出などに関する相談に対応するようです。

重要な情報が漏洩するケースが増えている現在、改めて営 業秘密について考えてみます。

### 不正競争防止法上の 「営業秘密」の要件

企業秘密のうち、一定の要件を満たしたものが「営業秘密」 として不正競争防止法における保護の対象となります。具 体的には、以下の3つの要件を満たす必要があります。

#### ①秘密管理性

当該情報にアクセスできる者を制限し、情報に触れた者が それを秘密であると認識できる必要があること

#### ②有用性

当該情報が客観的に事業活動に利用されることによって、 事業上役立つものであること(顧客名簿や販売マニュアル、 製造についてのノウハウなど)。この有用性は保有者の主 観ではなく、客観的に有用か否かで判断されるものである ③非公知性

保有者の管理下以外では、一般に入手できないものである 必要があること

### 「営業秘密」という概念の意義

保有している技術、ノウハウを守る手段として、知的財産権という形で保持する方法が考えられます。権利化することで、その内容が明確になり、譲渡可能な排他的独占権を取得できます。もっとも、権利出願内容を公開することが前提となっているので、第三者に技術開発の動向を知られたり、周辺特許を取得される恐れもあります。また、権利の保護期間の問題もあります。

一方で、営業秘密は非公開なので、第三者に自社の動向を 明らかにすることなく保護することができます。保護期間 の制限もなく、実験データや製造ノウハウなどの権利化に なじまないものを保護することに適しています。

もっとも、適切な管理をしていないと不正競争防止法上、 保護されなくなってしまう可能性があります。一般の不法 行為法よりも保護が厚くなるため、重要な情報は「営業秘密」として保護する方が効果的です。

### 「営業秘密」の守り方

「営業秘密」として認められるための「秘密管理性」の要件について、裁判所は、①アクセス制限の存在、②客観的 認識可能性の存在を必要としていますが、裁判例で考慮されている具体的な管理方法のすべてを実施していることまでを求めている訳ではありません。秘密管理の合理性を総合的に判断する傾向にあるといわれているため、企業としては、具体的な管理方法を適切に組み合わせることにより、管理水準を一定以上のものに保つことが必要です。

一方、経産省・特許庁が平成26年11月にまとめた「営業秘密管理指針改定案」によれば、「営業秘密」として保護される要件が緩やかになる方向で、書類には「マル秘」などと表示し、ほかの資料と区別して管理すれば要件を満たします。製造物そのものが営業秘密である場合は、部外者の立ち入りを制限したり、営業秘密に該当するもののリストをつくり、従業員に示すことで、適切に管理していたとみなされます。もっとも、この指針が裁判所の判断にど



のような影響を与 えるかは不透明で あるため、注意を必 要とします。

# 平成 27 年度税制改正 大綱が決定

昨年末、政府は国会に提出する税制改正案の元 になる平成 27 年度税制改正大綱を決定しまし た。はじめに法人税に関する内容を解説しま す。

#### はじめに

昨年末、政府は国会に提出する税制改正案の元になる平成 27年度税制改正大綱を決定しました。

はじめに法人税に関する内容を解説します。

### 平成 27 年度税制改正大綱の概要

税制は政府の方針や経済状況を反映し、毎年改正されます。

現在、日本の国家収入のうち約50%が租税や収入印紙などの税収で賄われています。

法人税は税収のうちの約 20%を、消費税も約 20%を占めています。国の決定する税制が各法人に与える影響は良くも悪くも小さくなく、ぜひ注目して頂きたい内容です。

さて、平成27年度税制改正では、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、企業収益の拡大を従業員の給料アップや新規雇用者の拡大につなげること、消費の拡大や投資の増加を通じてさらなる企業収益に結び付け、経済の好循環を実現することを最重要課題として位置付けています。

法人税については、2段階での法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大が進められます。今後数年間で法人税の実効税率を20%台に引き下げることが明らかとされました。

一方で、繰越欠損金制度の見直しや受取配当金益金不算入制度の見直しなどの大法人を中心とする改革が盛り込まれています。

中小法人に対する課税については、引き続き検討を行うと して改正は見送られました。

### 法人税率の引下げ

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、大法人

について、現行の25.5%から23.9%に引き下げられます。

また、資本金 1 億円超の法人が対象となる外形標準課税についても税率が引き下げられます。この結果、外形標準課税が適用される法人については、法人実効税率は大幅に引き下げられることとなります。なお、中小法人については、所得金額のうち年 800 万円以下の部分に対する税率を15%とする現行の軽減税率の特例が平成29年3月31日まで延長されます。

また、今後数年間で実効税率を 20%台まで引き下げると いう目標は明記されましたが、具体的なプロセスについて は不明となっています。

### 繰越欠損金制度の見直し

平成27年度税制改正大綱では、2段階で欠損金の繰越空 除期間の延長と、控除限度割合の引下げを実施することを 明らかにしています。

具体的には、平成27年度からの2年間は、法人実効税率の引下げに伴う代替財源確保のため、控除限度額割合の引下げのみを実施し、控除限度額が現行の「所得の80%まで」から「所得の65%まで」引き下げられます。

そして、平成29年度以降は、控除限度額が「所得の50%まで」引き下げられる一方で繰越空線期間が10年に延長されます。なお、新設法人や更生・再生手続き中の法人については一定の要件の下、特例の適用が認められています。









# 消費税率 10%引上げは平成 29 年 4 月に延期

先日行われた衆院選において与党である自民党・公明党が過半数の議席を獲得したため、消費税率 10%への引上げは平成 29 年 4 月まで18 か月間延期されることとなります。

#### はじめに

先日行われた衆院選において与党である自民党・公明党が 過半数の議席を獲得したため、消費税率 10%への引上げ は平成 29 年 4 月まで 18 か月間延期されることとなりま す。

衆院選の結果を受けた消費税率を巡る今後の動きについ て解説します。

### 安倍首相、消費税率 10%への 引上げ延期を発表

安倍晋三首相は 11 月の記者会見で、平成 27 年 10 月に 予定していた消費税率 10%への引上げ時期について平成 29 年 4 月まで、1 年半先送りする方針であること、そし て国民にその信を問うため解散総選挙を行うことを発表 しました。

選挙の結果は、ご存じの通り、政権与党である自民党及び 公明党が過半数の議席を獲得し、消費税率 10%への引上 げ延期が信任される結果となりました。

引上げ延期の原因は、足下の景気が思ったほど回復していないとの判断によるものです。

民主党からの政権交代後アベノミクスにより円安株高となってはいますが、GDPが2四半期連続でマイナス成長となるなど残念ながら成長軌道には戻っておらず、デフレからの脱却・経済成長のためには27年10月の消費税率引上げは時期尚早であると判断されました。

また、安倍首相は平成29年4月の消費税率10%への引

上げについては「再び延期することはない」と断言しました。選挙の結果を受けて、安倍政権は来年の通常国会に税制技本改革法の改正法案を提出する予定です。

現行法の景気判断条項を削除し、消費税率引上げの実施時期を1年半延期する改正内容になると考えられます。

### 平成 27 年度税制改正大綱は1月発表

毎年12月に発表される、翌年度以降にどのように税制を変えるべきかの方針をまとめた税制改正大綱ですが、26年は今回の衆議院解散により、議論が一時停止された状態となりました。

平成27年度税制改正では、前述のとおり、法人実効税率の引下げに伴い課税する項目・範囲を拡大する案など、法人税改革を中心とした検討課題が山積みにされたままとなっています。

なお、法人実効税率に関しては、現在35%程度の税率を 数年で20%台に引き下げる方針です。

民主党から自民党への政権交代が行われた24年の衆議院 解散時には、12月末に安倍政権が発足し、約1か月後の 1月末に税制改正大綱が決定されるというスピード調整 が行われました。

今回も同様に、総選挙の終わったこれから短期間の内で平成27年度税制改正大綱の取りまとめが行われるたようです。

### ~当事務所へのお問い合わせについて~

『PLUS ALPHA NEWS』では、最新の法令等の情報をお知らせするだけでなく、当事務所を少しでも身近に感じていただけるコミュニケーションツールとしても活用していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

#### 事務取扱い

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル8階

弁護士法人アルファ総合法律事務所
T

TEL 04-2923-0971

HPは

弁護士法人 アルファ

